

保険を上手に 使うには？



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

様々な種類がある「保険」

保険は、万一の場合に自分や家族を守ってくれる、心強い手段です。

生命保険（入院や死亡に備える保険）、損害保険（事故や災害に備える保険）、掛金掛け捨て型（支払った掛金は返ってこない）、貯蓄型（満期時などにお金を受け取ることができる）など、様々な商品が販売されています。

自分の状況に合った保険を 考える

「よく分からないけれど、入っていないと不安だから…」と安易に契約すると、必要性が低い保険に掛金を支払うことになる可能性があります。

契約や保障の内容を理解し、自分の状況に合った保険を選びましょう。

例えば、退職後は、夫婦どちらかが亡くなった場合の遺族年金や預貯金で生活費がカバーできるかを確認し、不足するようであれば生命保険の利用を検討するのも良いでしょう。

保険を選ぶポイントは 「比べる」こと

保険を選ぶ時のポイントは「比べる」ことです。

複数の保険会社の話を聞く、インターネットで調べてみる、知識のある人に相談してみるなど、情報を集めて比べると、同じような保険でも保険会社によって差があることに気が付きます。自分の暮らしにちょうど良い保険を手に入れましょう。

Q & A



Q.どれくらいの保障にすればいいのか分からない。

A. もしもの時に必要な金額(当面の生活費や医療費など)から、補てんできる金額(自分で用意できる金額など)を差し引き、それでも不足する金額を保険で準備する、という考え方があります。



Q. 保険の見直しのしかたは？

A. 結婚、出産、子どもの独立、退職など、ライフステージごとに、必要な保障も変化します。平均的な加入金額にとらわれず、自分と家族の場合はどうか、ライフステージや資産状況等に照らして定期的に見直すとよいでしょう。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 実在する組織をかたるフィッシングメールに注意！
- ◆ あわてないで！ネットで探したロードサービスのトラブル
- ◆ 3億円当選？心当たりのないメールは無視！
- ◆ 「食品ロス」について知っていますか？
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害ー特殊詐欺の予兆電話にご注意を！ー
- ◆ 保険を上手に使うには？（宮城県金融広報委員会）

2023

10 October
月号

第163号



実在する組織をかたるフィッシングメールに注意！

相談事例 1

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールが来たので、記載されていたURLをクリックし、名前やカード番号などを入力して返信した。その後、約1万5千円分のカード利用がされていたことが判明した。

相談事例 2

大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが来たので、記載されていたURLをクリックし、名前やカード番号などを入力して返信した。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5千円ほどの買い物もされていた。



★アドバイス★

- 通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を搾取するフィッシングの手口が多く発生しています。
- メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページやフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日頃から公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メールのURLにアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は入力しないようにしましょう。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

あわてないで！ネットで探したロードサービスのトラブル

相談事例



外出先の駐車場で車のバッテリーが上がり、ネットで調べたロードサービス業者に出張修理を依頼した。

ネットの広告では「**3,450円から**」と格安だったが、修理後、業者から**10万円**を請求された。

現金を持っていなかったので支払えないと言うと、**自宅まで業者が歩いてきた**ので、仕方なく全額現金で支払ってしまった。



★アドバイス★

- 自動車の故障や事故の際、インターネットで見つけたロードサービス業者に作業を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されたなどの相談が寄せられています。
- 修理等を急ぐあまり、あわててインターネットを検索し、ロードサービス業者に依頼しているケースが見受けられます。自動車保険にはロードサービスが付帯しているケースが多くあるため、日頃から保険の内容をよく確認し、トラブルが発生した場合は、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。
- 現場の状況次第では、広告表示や説明通りの料金で依頼できるとは限りません。事前に作業内容や料金、キャンセル料等を必ず確認するようにしましょう。
- 広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合等は、クーリング・オフができる可能性があります。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

3億円当選？心当たりのないメールは無視！

相談事例



スマホのSMSに「**3億円当選しました**」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、**様々な名目の費用を請求**され、これまでに**電子マネーで150万円ほど支払った**が、いつまで経っても**当選金が振り込まれない**。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨ててしまった。お金を取り返したい。

アドバイス

- 申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
- 「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

「食品ロス」について知っていますか？



出典：消費者庁

10月は「食品ロス削減月間」です。

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は523万トン（農林水産省及び環境省「令和3年度推計」）。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（2021年で年間約440万トン）の1.2倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりで換算すると「お茶碗約1杯分（約114g）の食べもの」が毎日捨てられていることになるのです。「もったいない」と思いませんか？

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

消費者庁のウェブサイトでは、様々な情報発信をしています。

「めざせ！食品ロス・ゼロ特設サイト」 <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html>

ストップ！
特殊詐欺被害

特殊詐欺の予兆電話にご注意を！

- 県内の複数のお宅に、警察官を装う者から「窃盗犯を捕まえました」「犯人が持っていた名簿にあなたの名前がありました」などと、特殊詐欺の予兆電話がかかってきています。
- 特殊詐欺被害のうち半数以上が、犯人から固定電話機に電話がかかってきたことが端緒となっています。防犯機能付き電話機を活用するなど、犯人と話をしない環境を整えましょう。
- **不審な電話を受けた場合は、最寄りの警察署や「警察相談電話#9110」、またはお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。**



消費者庁イラスト集より

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談！

い や や
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから



*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

Twitter
やってます。



宮城県・
(株)旭プロダク
ション

うまい話は
まず疑う！

必要ないものは
きっぱり断る！

ひとりで悩まず
必ず相談！

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。